

別表十二(十)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十二(十) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し空港用地を貸し付けた日	1	平 . . .	翌	期首関西国際空港用地整備準備金の金額	16	
当期積立額	2		期	均等益金算入額の計算	17	
(2)のうち損金経理による積立額	3		繰	均等益金算入額 (17) × —	18	
(2)のうち剰余金の処分による積立額	4				19	
空港用地取得額の計算	5	平成24年7月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時に おける空港用地の帳簿価額	越	同 上 以 外 の 場 合 に よ る 金 算 入 額	20	
空港用地取得価額の計算	6	空港用地取得価額基準額 $(5) \times \frac{1}{10}$			21	
所得	7	指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額 (別表四「41の①」)又は(別表四の 二「48の①」+「49の①」+「50 の①」+「51の①」)	算	計	22	
基	8	新関西会社所得金額			23	
準	9	新関西会社欠損金額	貸	借	24	
額	10	$((7) + (8))$ 又は $((7) - (9)) \times \frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)			25	
の	11	所得基準額 $(7) - (10)$	対	照	26	
計					27	
算			の	明	28	
の					29	

「15」欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の57第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10404」
- ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額

務算			差	分	当期に生じた差額の合計額 (25) + (26)	27
積立限度額 (6)、(11)と(13)のうち少ない金額	14		額	の	前期以前分	28
当期積立額のうち損金算入額 (2)と(14)のうち少ない金額	15				29	